

『野焼き』について

ご理解とご協力をお願い

■廃棄物(ごみ)の野焼きは

法律で禁止されています

◇廃ビニールやプラスチック類などの焼却

ダイオキシンを多量に発生させ、環境への悪影響や人体への健康被害が及ぶ恐れがあるため、禁止されています。

◇小型焼却炉・ドラム缶などを使った廃棄物の焼却

法律で定められた基準を満たさない焼却設備、焼却方法での廃棄物の焼却は禁止されています。

◇違反した場合の罰金

5年以下の懲役もしくは、1千万円以下の罰金、またはその両方。法人は3億円以下の罰金が科されます。

■野焼き禁止の例外

・焚き火などの軽微なものは禁止の例外です。ただし、住宅密集地では控えましょう。

・農林業または漁業を営むためのやむを得ない燃焼行為。
※生草木などは乾燥させる・少量に分けて燃やす・風向きや時間帯に配慮する・農業用の廃ビニールは燃やさない・一緒に家庭ごみを燃やさないなど注意しましょう。

■よく寄せられる苦情の内容

煙が入るので窓が開けられない・洗濯物においが移る・煙を吸って喉が痛い・煙が交通の妨げになっているなどが苦情として寄せられています。

※苦情などがあった場合には、町職員などが事情を確認する場合があります。

■問合せ先

・町民福祉課環境係

☎ 52・5810

・柳井環境保健所

☎ 22・3631

『田布施農業振興地域整備計画』の変更案の縦覧

問 経済課 農林振興係 ☎ 52-5805

町では、農業を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、農業振興地域整備計画の見直しを進め、この度、見直しの計画案をまとめました。

この計画案は、縦覧することができます。

■農業振興地域整備計画案の内容

- ・農用地利用計画
- ・農業生産基盤の整備開発計画
- ・農用地等の保全計画
- ・農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
- ・農業近代化施設の整備計画
- ・農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
- ・農業従事者の安定的な就業の促進計画
- ・生活環境施設の整備計画

■『田布施農業振興地域整備計画』の変更案の縦覧および異議申出について

町内在住の人は、縦覧期間満了の日まで、この計画案に意見書を提出することができます。また、これらの計画案のうち、農用地利用計画は、農用地区域内にある土地所有者または土地に関し権利を有する人は、計画案に対し異議を申し出ることができます。

◇農業振興地域整備計画案の縦覧期間

9月29日(水)～10月28日(木)
午前8時30分～午後5時15分
(ただし、土・日、祝日を除く)

◇縦覧場所 経済課(2階⑬窓口)

◇異議申出期間

10月29日(金)～11月12日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(ただし、土・日、祝日を除く)

